



ILLは 図書館同士の 助け合い

2025年東北地区大学図書館協議会
フレッシュパーソンセミナー
基本編②（ILL業務）

概要

ILLとは

ILLで大切なこと

ILLの過去と現在

ILLのこれから



ILLとは

InterLibrary Loan

→ 図書館相互貸借

図書館協力の一形態で、ある図書館が、同一機関に所属しない図書館からの要求に応じてコレクション中の資料を貸し出したり、その複写物を提供すること。前者を現物貸借、後者を文献複写と呼んで区別している。

"図書館相互貸借", 図書館情報学用語辞典 第5版, JapanKnowledge, <https://japanknowledge.com>, (参照 2025-07-08)



NACSIS-ILLとは

図書館間で行われている相互貸借サービス（文献複写や資料現物の貸借の依頼及び受付）のメッセージのやりとりを電子化したシステム。

<https://contents.nii.ac.jp/catill/about/ill/about>

ILL文献複写等料金相殺サービス

https://contents.nii.ac.jp/catill/application/ill_offset/information



ILLに大切なことは？

思いやりと著作権



ILLに大切なこと ①思いやり

依頼館

- 依頼内容に間違いが無いか
自館所蔵情報・依頼先所蔵情報・オンライン公開
- 依頼先の条件確認（館外貸出不可、手数料）
- 総件数の確認（貸出冊数・複写件数の上限）
- 到着後、依頼内容と現物を照合、金額等を確認

受付館

- 依頼内容の確認
著作権の範囲内か、ページ数、カラー、版違い
- 現物の確認（汚れ・破損・書き込み）
- 梱包は丁寧に
- 金額の確認

トラブルの際は真摯な対応を

ILLに大切なこと②

著作権

著作権法

<https://laws.e-gov.go.jp/law/345AC0000000048>

公益社団法人著作権情報センター

<https://www.cric.or.jp/qa/hajime/index.html>

国立国会図書館

<https://www.ndl.go.jp/jp/copy/copyright/index.html>



第三十一条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この条及び第百四条の十の四第三項において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（次項及び第六項において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

一 **図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分**（国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物（次項及び次条第二項において「国等の周知目的資料」という。）その他の著作物の全部の複製物の提供が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるものにあつては、その全部）の複製物を**一人につき一部提供**する場合

（出典：e-Govポータル <https://laws.e-gov.go.jp/law/345AC0000000048>）



ILLに大切なこと②著作権

複写可能範囲

- 著作物の一部分
= 半分まで
- 発行後相当期間を経過した雑誌・新聞等に掲載された個々の論文・地図・写真・絵画・楽譜等の著作物については、その全部を複写可能

電子ジャーナルの提供

- それぞれの図書館で扱いが異なるため、自分の図書館がどのような契約をしているのか確認する。
- 電子ジャーナルの文献複写を依頼する場合は、所蔵館が電子ジャーナルの文献複写の受付を行っていることを必ず確認してから依頼する

紙媒体で提供

- 公衆送信権は著作権者が持つため、著作物のインターネット送信はできない→DDS（JAC要確認）で受け取っても利用者へは紙媒体で提供
- 令和3年の著作権法改正により補償金でデータ送信が可能に

<https://www.sarlib.or.jp/>

資料の種類	複写できる範囲
単行本	著作物全体の半分まで。
短編集・論文集・ 分担執筆など	それぞれの作品・論文・執筆箇所の半分まで。
博士論文	1冊が1つの論文で構成されている場合には半分まで。 なお、複数冊で構成されている場合には、それぞれの冊子の半分まで。
規格	国内・海外にかかわらず、国が制定した規格本文は全部複写可。それ以外の規格の本文は半分まで。 日本規格協会作成の翻訳文、解説等はそれぞれの半分まで。
地図	1枚ものの地図の場合は、その1枚の半分まで。 地図帳の場合、1つの地図の半分まで（1ページ以下の地図は複写不可）。 ただし、国土地理院が作成した地図（CD-ROMを除く。）は、調査研究目的であれば、全部複写可。
写真	個々の写真の半分まで（1ページ以下の写真は複写不可）。 ただし、その写真が昭和32年以前発行の場合には、全部複写可。
絵画	個々の絵画の半分まで（1ページ以下の絵画は複写不可）。
楽譜	個々の楽譜の半分まで（1ページ以下の楽譜は複写不可）。

出典：著作権にかかわる注意事項 | 国立国会図書館—National Diet Library
<https://www.ndl.go.jp/jp/copy/copyright/index.html> , (参照 2025-07-08)

その他ガイドライン

外国雑誌センター館

<https://www.janul.jp/ncop/>

国公立大学図書館協力委員会(JULIB)

大学図書館著作権検討委員会

https://julib.jp/docs/copyright_docs

学術著作権協会 複製利用許諾システム

<http://user.jaacc.org/>



ILLの過去と現在

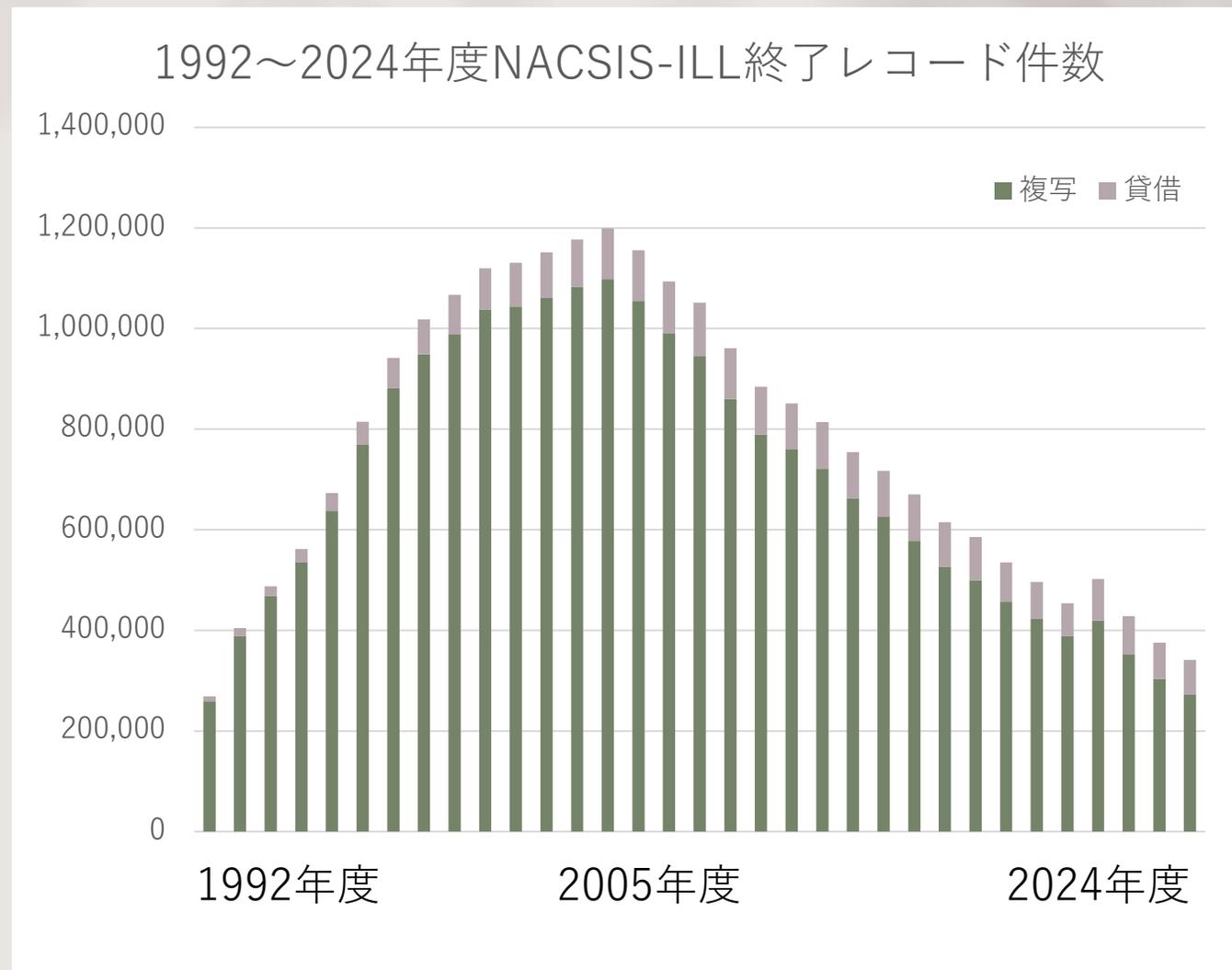
昔

冊子目録で確認して
ハガキで申し込んで
前払いが必要

↓↓↓

今

NACSIS-CATで書誌を特定しやすく
所蔵を確認できて
NACSIS-ILLシステム上で申し込みできて
支払は四半期ごとに相殺



ILLのこれから

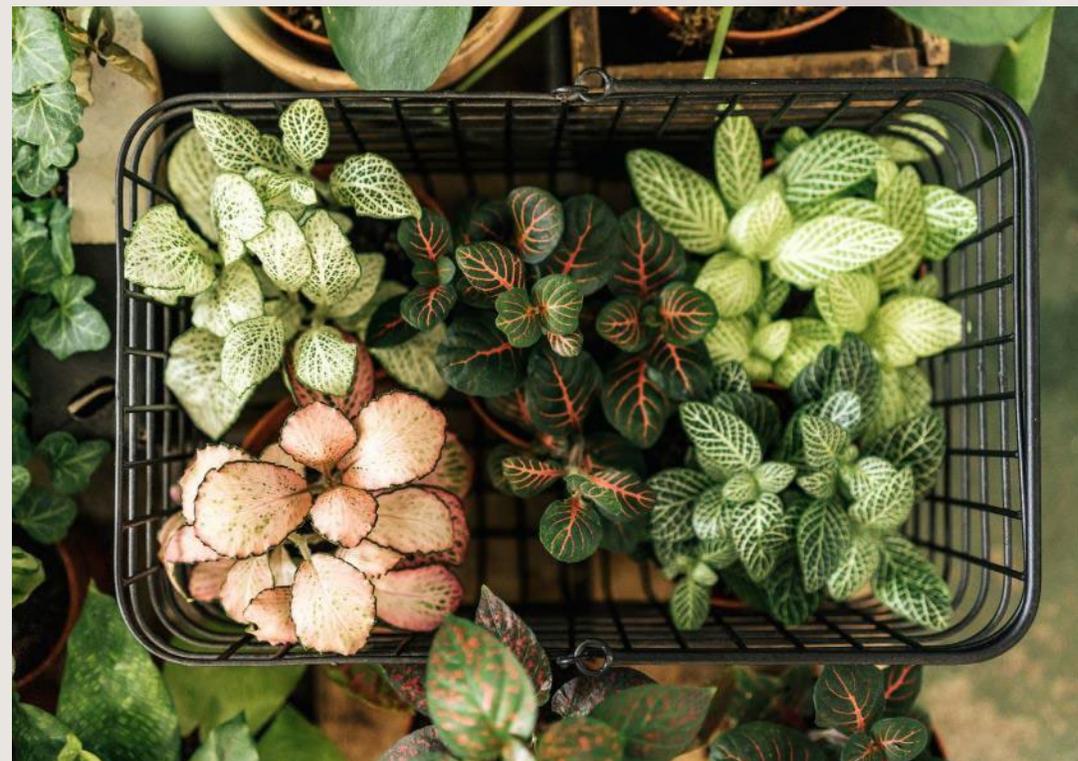
- ・減少傾向
- ・そこにしか書いていない情報がある
- ・ゼロにはならない
- ・利用者のニーズに応える
- ・**著作権の動向に注目※重要**



ありがとうございました

弘前大学附属図書館

丸山



参考URL(2025/07/10参照)

- NACSIS-ILLとは

<https://contents.nii.ac.jp/catill/about/ill/about>

- ILL文献複写等料金相殺サービス

https://contents.nii.ac.jp/catill/application/ill_offset/information

- 著作権法(e-Gov)

<https://laws.e-gov.go.jp/law/345AC0000000048>

- 公益社団法人著作権情報センター

<https://www.cric.or.jp/qa/hajime/index.html>

- 国立国会図書館

<https://www.ndl.go.jp/jp/copy/copyright/index.html>

- 一般社団法人図書館等公衆送信補償金管理協会 (SARLIB)

<https://www.sarlib.or.jp/>

参考URL(2025/07/10参照)

- 著作権にかかわる注意事項 | 国立国会図書館—National Diet Library
<https://www.ndl.go.jp/jp/copy/copyright/index.html>
- 外国雑誌センター館
<https://www.janul.jp/ncop/>
- 国公立大学図書館協力委員会(JULIB)大学図書館著作権検討委員会
https://julib.jp/docs/copyright_docs
- 学術著作権協会 複製利用許諾システム
<http://user.jaacc.org/>
- 国立情報学研究所 利用統計
<https://contents.nii.ac.jp/catill/stats/ill/endrecord>
- カレントアウェアネス・ポータル
<https://current.ndl.go.jp/>